

令和 6 年度 市民企画講座募集要項

1 事業の趣旨

心豊かで充実した生活を過ごすために、生涯にわたり主体的に市民自らが学び、その成果を適切に活かすことができるなどの生涯学習社会の実現が求められている。市民自らが講座を企画から運営を進めることで生涯学習の振興を図り、また退職期を迎えた世代の知識と技術を有する方々の活躍の場を設けるとともに市民の多様なニーズに応える取り組みを支援し、生涯学習を推進する。

2 募集対象者

指導者登録者及び登録に同意できる者で、次の要件を満たす者

- (1) 市内在住または在学・在勤者で 20 歳以上の者
- (2) 生涯学習活動に深い理解と熱意があり、健康な者
- (3) 文化・教養・芸術・レクリエーション等について、特技学識を持ち、低廉な謝礼で指導や助力のできる者
- (4) 市内で指導、活動できる者
- (5) 指導者の地位を利用しての営利活動・宗教・政治活動をしない者
- (6) その他市長が認めた者

3 支援対象講座

- (1) 「酒田市生涯学習指導者登録」に登録してある指導内容の講座
- (2) 講義形式・参加交流型・実習型の講座いずれも可
- (3) 広く市民を対象とした講座

4 支援対象講座とならないもの

- (1) 特定の政治・宗教・営利活動を目的とした講座
- (2) 酒田市中心公民館（以下「中央公民館」という。）の主催教室と同一の講座
- (3) 酒田市等から補助金・支援を受けている講座等

5 支援内容

審査により選定された支援対象者は、次の支援を受けることができる。

- (1) 市広報等を活用した受講者募集
- (2) 講座については 5 回を限度として講師謝金及び交通費（費用弁償）を受け取ることができる。なお、1 回当たりの講師謝金は 6,500 円とし、費用弁償は市の旅費規定により計算する。※源泉徴収あり
- (3) 講座実施に係る中央公民館使用料は免除とする。

6 企画書の提出

企画書（別紙１）を指定した期日まで教育委員会社会教育課へ提出する。指導者未登録者は「酒田市生涯学習指導者登録申込書」を添付すること。

《締め切り 令和６年６月２８日まで》

7 講座の採用

提出期日までに提出のあった企画書を審査のうえ、予算の範囲内で採用の決定を行う。必要がある場合は面接審査を行う。

8 採用の優先基準

- (1) 企画講座実施後のサークル化を支援するため、中央公民館で活動する既存サークルがない講座を優先する。
- (2) 幅広く様々な講座を実施するため、未採用の者を優先する。
- (3) 市民のニーズに対応した講座を優先する。

9 講座の実施

開催回数は１～５回まで、１回あたり１時間～２時間程度とする。

採用決定後に、詳細を打合わせして実施する。

10 講座の中止

広報等で受講者を募集した結果、人数が１０人未満の場合は相談のうえ、中止する場合がある。

11 報告

定例の教室運営については、中央公民館主催教室と同様とし、「学習日誌」、「中央公民館使用報告書」は毎回記載、提出するものとする。すべての講座終了後には実施報告書を提出するものとする。

12 その他

開催日や内容等に変更がある場合は速やかに連絡すること。

13 問い合わせ先

提出先 〒９９８－００３４ 酒田市中心西町２－５９

酒田市教育委員会社会教育課社会教育係

(TEL 0234-24-2993 Fax 0234-24-5780)